

第 8 4 回神戸市都市景観審議会
会 議 録

平成 2 8 年 1 1 月 1 日

8 4 回 神戸市都市景観審議会

1. 日 時 平成28年11月1日(火) 午後3時0分～午後5時5分

2. 場 所 神戸市役所1号館27階 第2・3委員会室

3. 出席者

三輪会長、磯山委員、角松委員、桜間委員、末包委員、田中委員、長濱委員、
長町委員、福田委員、藤本委員、森川委員、森崎委員、長瀬委員、今井委員、
菅野委員、岩田委員、住本委員、古澤委員、山口委員

住宅都市局：計画課 新見課長、建築安全課 山田課長

経済観光局：農政部計画課 船引担当係長

建設局：公園部計画課 榎本担当係長

みなと総局：技術部計画課 松浦係長

(事務局)

住宅都市局：岩橋局長、計画部 三島部長、

まちのデザイン課 西課長、岡本担当係長、金森担当係長

山下担当係長 ほか

4. 議 案

1. 神戸らしい景観づくりの指針 進捗報告
2. 神戸市夜間景観形成実施計画の検証・評価 報告
3. 歴史的建築物保全活用部会 中間報告
4. 景観アドバイザー専門部会 審議結果
5. 神戸市都市景観審議会あて要望書の取扱い

5. 議事の内容

別紙のとおり

開 会

○三島部長 皆様、お待たせいたしました。定刻になりましたので、ただいまから第84回神戸市都市景観審議会を開会いたします。

本日は、お忙しい中、御出席いただきまして、本当にありがとうございます。

私は、住宅都市局計画部長の三島でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、開会に先立ちまして、住宅都市局長の岩橋より一言ごあいさつ申し上げます。

○岩橋局長 住宅都市局長の岩橋でございます。

本日は、本当にお忙しい中、御出席いただきまして、まことにありがとうございます。

また、平素より景観行政はじめ神戸市政に御協力・御指導いただきましたこと、本当にこの場を借りてお礼申し上げます。

本日は、議事にもございますが、平成24年7月に策定しました、神戸らしい景観づくりの指針について進捗を御報告させていただきます。

また、神戸市夜間景観形成実施計画の検証・評価というのも行ってございますので、これについても御報告させていただくということでございます。

さらに、前回の審議会で設置させていただきました、歴史的建築物保全活用部会の検討状況についても御報告させていただきます。

最後に、景観アドバイザー専門部会審議結果の御報告をするとともに、当審議会あてに要望書が届いてございます。その取扱いについても御審議いただきたいと思いますと考えてございます。

それぞれの内容について、委員の皆様から闊達な御意見を頂戴して、「デザイン都市・神戸」にふさわしい景観行政の推進というようなことで進めてまいりたいと思いますので、本日、長時間になりますが、よろしくお願いいたします。

簡単ではございますが、私からのごあいさつとさせていただきます。

○西 課長 それでは、議事に入りますまでの進行を務めさせていただきます、事務局を務めます、まちのデザイン課課長、西でございます。よろしくお願いいたします。

着席して、失礼いたします。

最初に、市会議員の委員5名中4名の方が交代されていますので、まず最初に御紹介をさせていただきます。

長瀬委員です。

○長瀬委員 長瀬でございます。よろしくお願い致します。

○西 課長 今井委員です。

○今井委員 今井です。よろしくお願いいたします。

○西 課長 菅野委員です。

○菅野委員 菅野でございます。よろしくお願い申し上げます。

○西 課長 岩田委員です。

○岩田委員 岩田でございます。よろしく申し上げます。

○西 課長 住本委員につきましては、前期からの引き続きということで、どうぞよろしくお願いたします。

引き続き、本会議の成立について御報告いたします。

神戸市都市景観審議会規則第5条第2項において、委員の過半数の出席により成立することとなっております。現在、委員定数21名中、19名の方が御出席されていますので、本会議が成立していることを御報告いたします。

なお、清水委員、室崎委員につきましては、本日、所用により御欠席と聞いてございます。また、福田委員については、遅れての参加ということになるようでございます。

続きまして、資料の確認をさせていただきます。

まず、事前に御配布いたしました資料の方でございますが、議事次第、委員名簿に続きまして、資料1から資料5までございます。右肩に資料番号、各ページの下にページ番号を振ってございます。最終ページは20ページということになってございます。

大変恐縮ですが、本日、その資料に1ページ追加をお願いしたいと思います。机の上にお配りしております、資料4（追加資料）でございます。資料の最後のページのところに追加をお願いいたします。

その他資料といたしまして、机の上には、座席表、それから「第3回 神戸市都市デザイン賞」の決定及び表彰式の開催、左肩クリップ留めしてございます。それと、A4一枚もの、裏表で、神戸三宮「えき・まち空間」基本計画作成業務 委託事業者の募集をお配りしてございます。

不足はございませんでしょうか。

それでは、議事に移らせていただきたいと思います。ここからの進行は三輪会長にお願いいたします。どうぞよろしく申し上げます。

議 事

○三輪会長 それでは、これから議事を進行してまいりたいと思います。会長の三輪でございます。よろしくお願いたします。

先ほど岩橋局長さんからお話がありましたように、今回は、これまでの神戸市でのいろんな取り組みの御報告を受けて、皆様の御意見を頂戴したいということでございます。議事もたくさんございますので、どうぞよろしくお願いたします。

1. 神戸らしい景観づくりの指針 進捗報告

○三輪会長 それでは、会議次第に従って進めてまいりたいと思います。

まず、1番目、神戸らしい景観づくりの指針の進捗の報告でございます。

これについて、資料の説明を事務局からお願いいたします。

○西 課長 それでは、神戸らしい景観づくりの指針の進捗状況について御報告いたします。

まず、この指針の概要について御説明をいたします。

お手元の資料は、3ページ、まず参考資料1-1をご覧くださいませでしょうか。

神戸市では、全国に先駆けて昭和53年に都市景観条例を制定、これに基づき昭和57年に都市景観形成基本計画を策定して、神戸らしい景観をまもり、そだて、つくる取り組みを進めてまいりました。

「神戸らしい景観づくりの指針」は、条例制定から30年を経過し、社会情勢が変化する中、これまでの取り組みの検証を踏まえて景観施策の拡充を図ることなどを目的に、平成24年に策定をされております。

3ページの図、左下の部分をご覧くださいませと分かりますが、神戸らしい景観づくりの指針は、都市景観形成基本計画を踏まえた新たな展開を示すものであり、構成としては、めざす将来像と景観づくりに求められる視点、これからの方向性、短期的に取り組むべき2015年に向けた取り組み、この3つの部分からなっております。

このたび、短期的な取り組みの目標として設定いたしました2015年を迎えましたことから、本日は、その進捗状況と今後の取り組みの方向性について御報告をさせていただくものでございます。

続きまして、5ページをご覧ください。

A3の資料でございます。指針の概要でございます。

上段部が、めざす将来像と視点、中段に、これからの方向性として18の方針が示されております。下段には、短期的に取り組むべき事業、いわゆるアクションプランとして25の事業が掲げられております。

概ねの構成は以上ようになってございます。

大変恐縮ですが、1ページにお戻りいただけますでしょうか。

今回の進捗状況の報告に向けて作成した資料でございます。

ページの左側が、今、御説明をした18の方針と25の事業でございます。ページ中ほどが、2015年度末での進捗状況で、事業ごとに、実施したものを◎、一部実施したものは○、検討中のものを△ということで表記してございます。

この表の主な内容について簡単に御説明をさせていただきます。

まず、一定の成果があったものでございますが、順にまいります。

「方針(1)景観形成の方針図と将来像の共有」としては、平成26年に神戸市景観形成方針図を策定しております。

「方針(2)眺望景観の形成」では、「神戸らしい眺望景観50選・10選」を選定するとともに、都心、須磨で眺望景観の基準を策定してございます。

「方針(3)道路や河川に沿った景観形成」では、フラワーロードの光のミュージアム事業を実施いたしました。

「方針(6)シンボル・ランドマークの保存活用」では、景観形成重要建築物の指定を積み重ね、現在21棟を指定しております。また、ランドマークとなる神戸大橋やKIITOなどのライトアップを実施してございます。

なお、夜間景観につきましては、次の議事、神戸市夜間景観形成実施計画の検証・評価において、改めて御説明をさせていただきます。

「方針(7)顔となる地区での重点的な景観形成」、「方針(8)屋外広告物の規制誘導」では、地元協議会との協力で岡本地区の景観計画策定が実現してございます。

「方針(9)公共空間のデザイン向上」では、公共空間デザインアドバイザー部会を設置して取り組んでおり、あわせて、職員のスキル向上のための研修も実施しております。

裏側、2ページにまいりまして、「方針(10)地区景観づくりの推進」では、コンサルタント派遣による支援を継続することで、地区ごとのルールやガイドラインの策定が進んでおります。

「方針(15)事業者との調整の仕組みづくり」としては、平成25年より景観デザイン協議制度を開始し、現在まで57件の協議実績を積み上げてございます。

このように進捗が見られたものがある一方で、「方針(4)都市計画の視点からの総合的な景観形成」や、ちょっと順番が飛んで申しわけございません、方針(12)、「にぎわいの情景づくり」、方針(13)、「都心地域でのエリアマネジメント支援」、方針(16)、「景観法等諸制度の活用」などについては、当初5年の重点目標として掲げたものの具体的な結果にあらわれるまでに至っていないものもございます。今後は、特に都心再整備の動きと連動して議論を深めていく必要があると考えております。

また、「方針(18)景観施策の評価と定期的な見直し」の中では、景観の評価制度について地域団体やコンサルタントなどへのヒアリングなどを行いましたが、コメント欄記載のとおり、景観の評価は主観に大きく左右されることから、評価を客観的に数値化することについては非常に難しい課題ということで、方向性を含めて、今後、検討が必要と考えられます。また、都市景観形成基本計画の更新については、指標に示すとおり、2016年度以降の課題として取り組んでいく予定でございます。

かいつまんだ説明でございますが、以上が進捗状況の概要でございます。

最後に、今後の方向性について御説明をしたいと思います。

通常、アクションプランは、期限ごとにローリングを行い、新たな目標設定を行って、施策の継続性を維持すべきですが、ご覧いただいたとおり、この指針は、基本計画を補完する中長期的な方針や取り組みと、短期的なアクションプランとしての性格をあわせもっております。したがって、指針全体の見直しにあたっては、例えば、昨年、策定された都心の新たなビジョン、あるいは都心再整備基本構想の動きも中長期的な方針や取り組

みの中に反映していく必要がありますけれども、これは具体化に向けて大きく動き出したばかりであり、まだ検討の時間が必要と考えております。

そこで、継続して取り組むアクションプランの部分については、2020ビジョンに位置づけて明確にすることで、切れ目のない施策の展開を図ることといたしました。その関係性を示すのがページの右側の部分になります。

2020ビジョンは、2015ビジョンの後継計画として、「若者に選ばれるまち＋誰もが活躍するまち」をテーマに、「若者に魅力的な仕事づくり」など6つの基本方針を立て、ここに135の事業を位置づけております。

このうち、景観施策については、表に記載のように、方針「若者を惹きつける魅力づくり」において、「都心・三宮の再整備」など4つの項目の中で取り組みを位置づけてございます。表の中では、「神戸らしい景観づくりの指針」の中で位置づけたアクションプランとの関係性が分かるように、紐付けをしてございます。

一方で、中長期的な方針の追加、見直しについては、これと切り離して、都心再整備の動きも踏まえながら、先ほど方針(18)のところでも御説明しましたように、都市景観形成基本計画の更新に取り組む中で、今後も検討を進めていきたいと考えております。

議事1につきましての説明は以上でございます。

○三輪会長 どうもありがとうございました。

それでは、この神戸らしい景観づくりの指針に関するその進捗の状況、あるいは今後のこれに対する方向性の説明を受けて、委員の皆様から御意見がございましたらお伺いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

今の御説明では、2015年度までの進捗としては、できているものもあれば、まだ途上のものもあると。そういったことで、今後の方向として、2020ビジョンも踏まえてやることと、それから長期的な景観マスタープランの改定を見据えた方向で考えていくというような方向でした。よろしいでしょうか。

個別の内容については、今、具体的な御意見というのはなかなか頂戴するのは難しいかもしれませんが、大きな方向性として、この2つの方向で、これからこの指針を受けた施策の進め方でいくということで、よろしいでしょうか。

それでは、今、御説明を受けたような方向で今後進めていただくということで、審議会として了解したということにさせていただきたいと思っております。

ありがとうございました。

2. 神戸市夜間景観形成実施計画の検証・評価 報告

○三輪会長 それでは、次の議題でございます。神戸市夜間景観形成実施計画の検証・評価 報告でございます。

資料の説明を事務局からお願いいたします。

○山下担当係長　　まちのデザイン課の山下と申します。私の方から、この議題につきまして御報告させていただきます。

座って御説明させていただきます。失礼いたします。

神戸市夜間景観形成実施計画の検証・評価についてということで、右上の資料番号2番、ページ番号でいきますと、6ページから資料となっております。

まず、神戸市夜間景観形成実施計画というものがどういったものなのかということで、1枚めくっていただきまして、8ページ目のところ、参考資料、右上に2-1と書かれてあるものについてから御説明させていただきます。

「神戸市夜間景観形成実施計画」の概要ということで、この計画は、「目的」としまして、「デザイン都市・神戸」の都市ブランド力の向上ということで、計画の「位置付け」としましては、平成16年3月に策定されました「神戸市夜間景観形成基本計画」の地区別の実施計画として策定されました。それが平成24年3月となっております。

この計画の方を推進していくために、左のページ、7ページの方の計画推進委員会がございます。こちらの委員会の方で、各地域団体の方々、事業者の方々、あとは学識経験者の方々とともに、地域の事業の進捗状況の確認であったり、あとは情報交換をしていきながら事業を推進しています。

「対象エリア」としましては、1ページめくっていただきまして、9ページの下に「対象エリア・重点地区」ということで、左下に凡例がございますが、色がついているところを対象エリアとしまして、その対象エリアの中でも、赤く太く囲っております重点地区というところが7つございます。こちらの重点地区の方で、それぞれ光のコンセプトであり、その具体的施策というもの、ハード施策であったりソフト施策というもので取り組んでおります。

今回、御報告させていただきます検証・評価の詳細の中身につきましては、資料の10ページから12ページ、A3横となっておりますが、両面となっております。

こちらの方で、一番左側に、「重点地区」名と、それぞれの各地区の「実施計画」、ハード、ソフト、しくみ、あとは「取り組み状況」、「評価検証コメント」という形で整理させていただいております。

今回、御報告させていただくのは、少し簡単ではございますが、抜粋させていただいて御報告させていただければということで、お手数ですが、資料のページ6の方に戻っていただきましたらと思います。

当計画につきましては、先ほど申しましたとおり、平成24年3月に策定され、平成27年度に目標年次を迎えたため、夜間景観形成実施計画推進委員会にて検証及び評価を次のとおり実施いたしました。なお、引き続き計画を進めていくこととし、5ヶ年の延長を決定いたしました。今後、昨年、平成27年9月に策定されました「神戸の都心未来の姿【将来ビジョン】」や「三宮周辺地区の再整備基本構想」の内容を盛り込んで改訂を行う

予定としております。

「検証・評価状況」につきましては、昨年度、4回、先ほどの委員会を開催いたしまして、取り組み状況と検証・評価について議論をしてまいりました。

その検証・評価につきまして、下の「主な内容」ということで、重点地区7地区と一番下の対象エリア全体ということで、検証評価のコメントということで整理させていただいております。こちらの方は、先ほどのA3横の抜粋という形になっております。

税関線沿道地区でいきますと、「フラワーロード光のミュージアム」の進捗、あと鉄道高架下の照明整備ということが行われ、今後、「光のミュージアム」を中心に三宮「再整備基本構想」を反映した取り組みが期待されるということ。

旧居留地地区につきましては、街路灯の一部をLED電球色とした整備に着手し、ガイドラインの策定などによる更なる魅力的な夜間景観形成が期待される。

南京町地区におきましては、あづまやや楼門のライトアップの改善、夜間景観のガイドラインづくりに向けた検討ということで、活気ある賑やかな光の演出づくりが期待される。

乙仲・海岸通におきましては、主要な通りの街路灯を電球色へ球替えし、ポートセンター街園での光の演出や各店舗前でのイルミネーションの試行実施。今後はライトアップの復活や個々の店舗などによる演出が期待される。

中突堤周辺におきましては、船のライトアップの演出や神戸港の夜間ライトアップ点灯時間延長の実施であったり、ハーバーランド煉瓦倉庫周辺やガス燈通りの照明整備の進捗、観覧車の演出コンテンツのリニューアルなど新たなしなげづくりと情報発信の実施といったコメントをいただいております。

新港突堤西におきましては、「神戸大橋のライトアップリニューアル」と「上空照射」の特別演出の実施。今後につきましては、特徴的な楕形の突堤を活かした仕掛けが図られることが期待される。

ポートアイランド西地区におきましては、神戸港全体を眺める海側からの夜景の視点場として視点場を活かした取り組みが必要ではないか、大学と連携した取り組みが期待される。

最後に、対象エリア全体におきましては、「都心夜景10選」は神戸の都心夜景の魅力発信ツールとして評価されているといった主なコメントをいただいております。

以上が、神戸市夜間景観形成実施計画の検証・評価についてということで御報告となります。

○三輪会長 ありがとうございました。

今、御説明いただきましたように、神戸市の夜間景観形成基本計画というのがあって、その実施計画がございます。これについて、実施計画を推進する委員会というのが、先ほど御紹介がありましたような形で、ページ7ページにございますが、この委員会は、地域の団体の方々も加わって、行政の方、オブザーバーの方々も含めて、いろいろ議論して

きたというふうなことです。この委員会の中でこの実施計画の進捗についての評価をしてきたわけです。それで、今、御報告いただきました。

これにつきまして、何が御質問なり、御意見なりいただきましたらと思いますが、いかがでしょうか。

○森崎委員 意見というほどじゃないんですけど、こういう資料づくりのときに、今、実施してきた内容によってずっと変化しているわけですね、写真とかビジュアルな格好で、使用前・使用后やないけど、見せてほしいものやなと思うんです、どこまでうまくいったんかとかいう話は。

以上です。

○三輪会長 ありがとうございます。

こういう景観の話、あるいは夜景の話ですので、説明よりも目で見た方がよく効果が分かるんじゃないかということでございますけど、いかがでしょうか。

○西 課長 貴重な御意見、ありがとうございます。

実際の景観形成実施計画推進委員会においては、そういう資料も踏まえながら、こういった評価もしております、ちょっと今日は資料は十分ではございませんが、今後もそういった形で取り組んでいきたいというふうに思います。

○三輪会長 ありがとうございます。

今後またこういうふうな報告の際には、もうちょっとビジュアルで報告をお願いします。

○森崎委員 その委員会で集まって検討されてる方々はいいと思うんですけど、ほんまに客観的に見てるかどうかというのが出てくるのかどうか、検証されてるのかという話なんです。電球色にかえたらええというもんでもないわけですね、いろいろあると思うんです。だから、こういう場でちゃんと見させてほしいなと思います。

○三輪会長 ありがとうございます。

そういう形で進めるようなことで、事務局の方は御検討お願いいたします。

ほかに何かございますか。

○森川委員 こういう検証・評価する場合、専門家の評価意見というのも非常に重要ですけど、一番重要なのは、やっぱりユーザーというか、市民、その場所を利用する立場の方、その方々が、前と比較してどれくらいよくなったのか、どうよくなったのか、あるいは何か問題を感じるのか、そういったことをちょっとすくい上げるようなそういう評価方法を開発していただきたいというふうに思います。

○三輪会長 ありがとうございます。

客観的な第三者評価でございますね。いかがですか、事務局。

○西 課長 もちろん委員会の席では、各地域から来られた代表の方からの御意見をたくさんいただいておりますが、多分、今、森川委員おっしゃったのは、それ以外の一般の市民の方からどういうふうに受け取られるかということで、例えばアンケート調査であ

ったりとか、そういったものが必要ではないかという御意見かと思えます。私どもとしても、その評価の方法についてどういうふうな方法があるのか、ちょっと悩んでいるところもございまして、今後も検討してまいりたいと思えますし、また御意見いただければというふうに思えます。

○三輪会長　そういう方向で、また御検討ください。

ほかに何かございますでしょうか。

よろしければ、夜間景観形成実施計画についての検証・評価の報告を受けたということにさせていただきます。

3. 歴史的建築物保全活用部会　中間報告

○三輪会長　それでは、議事の3番目に移ります。歴史的建築物保全活用部会の中間報告でございます。

これにつきましては、前回の審議会でこの部会の設置について御審議いただきました。その後、部会がそれぞれ開催されているということでございますので、まだ始まったばかりかとは思いますが、その経過について御報告をお願いいたします。

○岡本担当係長　それでは、資料3、ページ13ページについて御説明いたします。

歴史的建築物保全活用部会の中間報告でございます。

4月にこの部会を設置しまして、最初に「設置目的」を御説明します。平成27年度に実施した建物調査・所有者意向調査の結果をもとに、建築的、景観的観点からランク分けしたリストを作成する。これらのリストから景観形成重要建築物の指定対象候補を選定する。もう一つ、活用を進めていくために必要な仕組みや施策についても検討するというのが、この部会の設置目的になってございます。

この部会につきましては、下に委員名簿をお示ししておりますが、2つグループを分けております。1つ目が、茅葺民家グループ、2つ目が、茅葺民家以外の近代建築物等グループということで、それぞれのグループに分かれて部会を重ねております。

では、次のページの茅葺民家グループの開催状況を御説明します。

○金森担当係長　まちのデザイン課、金森です。座って説明させていただきます。

14ページをご覧ください。

茅葺民家グループの部会の開催状況についてです。

8月1日に第1回を開催しております。部会長・副部会長の選任、活用保全にかかる取り組み状況、部会の検討内容、評価方法の検討についてをお話していただいております。

9月5日に第2回を開催しております。保全活用にかかる取り組み状況、評価方法の検討についてを検討していただいております。

今後は、12月2日に第3回を、年が明けまして1月20日に第4回を開催する予定でおります。

平成29年度も引き続き検討していただき、29年の秋ごろに答申をいただけるよう進めております。

茅葺民家グループにつきましては、以上になります。

○岡本担当係長 続いて、(2)の近代建築物等グループです。

対象件数としましては、約300件ございます。これは、これまで県の教育委員会や市の教育委員会でまとめた文献に載っているものというものを対象にしております。その中で現存しているものということで約300件でございます。

部会の開催状況は、茅葺民家グループと同様に、第1回、第2回まで進んでおります。

リストづくりということで、ランクをどう分けるかというのが設置目的ということでございましたが、その分けるための評価項目をどう考えていくのかというのを中心に議論を進めていただいております。これまで行った建物調査の項目だけで足りるのか、さらに追加の項目が必要なかどうか等々、御議論をいただいております。

今後の予定といたしましては、第3回を11月に実施し、このあたりで評価項目についての案を固めて、さらに必要な調査等を行いながら、29年1月に第4回というふうに進めてまいります。

答申時期につきましては、茅葺民家グループと同様ですので、29年秋ごろにこの2つのグループの中身をまとめたような答申という形になる予定です。

御説明は以上です。

○三輪会長 ありがとうございます。

ただいま御説明いただきましたような形で、部会としては、今のところ、2回それぞれの部会が開催されているというふうなことでありまして、その具体的な成果というのはまだこれからでございますので、少しばかりかもしれないですが、これにつきまして何か御意見とか御質問ございましたらお願いしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○藤本委員 御報告、ありがとうございます。

こういう活動がすごく重要かと思うんですけれども、この先のことの計画がもしあればお伺いしたいと思うんです。

やはり私も景観アドバイザー専門部会に参加しておりまして、もう出てくる時点ではつぶされるとかそういう計画になっているわけですがけれども、やはり今ある貴重なものをできるだけ早い時点で評価してあげて、そして、それをサポートするような市としての何か体制に結びつけていかれるのか、それとも調べて評価して終わるのかって、そこがすごく重要だと思うので、もし何か計画があれば教えてください。

○三輪会長 大変重要な御指摘でございます。これにつきましてお願いします。

○西 課長 大変貴重な御意見をありがとうございます。

冒頭で御説明しましたとおり、基本的に、まず1つ目の目的は、景観形成重要建築物をこれからも指定して増やしていきたいというお願いのもとにやっておりますが、あわせて、

それを残していくための活用ですね、やはり何らかの形で活用を続けていかないと残っていかないということで、そのために必要な仕組み、あるいは施策についても御意見をいただくということにさせていただきます。具体的にまだ今の段階でどのような施策が必要かというのは見えてきておりませんが、いただいた御意見をもとに、こういう建築物が1棟でもたくさん残っていくような施策展開をつくっていければというふうに考えてございます。

○三輪会長 ありがとうございます。

 というような御回答でございますが、いかがですか。

○今井委員 今の方の御意見に私も賛同なんですけれども。

 近代建築物で300件、茅葺で800件って大変たくさんの歴史的に重要なそういう建物が残っているということはすばらしいことだというふうに思うんですけれども。でも、今、日々そういう歴史的なものがマンションに変わっていくという残念な結果があるんです。

 私は垂水区の塩屋に住んでおりますけれども、国道沿いに中国風の洋館があったんですけれども。それで、住民の人たちは残してほしいと、そのために不動産屋からは3億円ぐらい見積もって買い取りたいということで運動も起こしたんですけれども、そういうお金を集めてるそういう運動の最中に、さっさとつぶしてしまったというようなことがありまして、とても住民の人たちにとっては悔しい思いが残っているというふうに……、まあ、3億円集められたかなというのは私も思うんですけれども。それだけ熱い思いがあったにもかかわらず、つぶされてしまったということはすごい残念なことなんです。

 そういう意味で、今後、せつかくこういう会議、審議会を開かれておりますので、やはり守るという立場で強い強制力というのかな、やっぱり利益、不動産屋さんが買えば、儲ける方法ということで、つぶしてマンション、またほかの建物というふうになりがちなんです、売り手が、もうもつことできませんと、売りたいというふうになったときに、市、そして住民、企業という形で、何か歯どめかけられないのかなというふうなことをすごく思いますので、ぜひそういうことも含めて、結果として入れていただきたいなというふうに思っていますので、そこら辺もうちょっと聞かせていただけたらと。

○三輪会長 何かもう少し踏み込んだ御回答というのはありますか。それは今後ということなのかもしれませんが。

○西 課長 具体的な施策についてはまた今後ということでしょうが、私どもも願いは一緒でございますが、せつかくこうした歴史的な重要な資産が残っておるものをできる限り残していきたいと。ただ、これは市長も申し上げておりましたけれども、行政が一方的にお金を工面するという方法ではちょっと限界がございます。それだけでは無理だということで、市民の皆さんのお力も借りる方法。ただ、現状でなかなかそれに見合う仕組みは見つかっておりませんので、そのあたりも研究はしていきたいと思っております。

 また、規制の強化ということでございますが、現状で一番、いろいろな支援策も含めて、

管理されておりますのは恐らく文化財の方だと思いますけど、これにつきましても、やはり所有者の方の合意がなければ指定をされないというふうなこともございまして、持ち主の方にやはりそういう意欲がなければ、なかなかそこに結びついていかないというような現状がございます。

後で御報告する案件の中にも1つございますが、我々としては、できる限りそういったものが、雰囲気も含めて、継承されていくように働きかけしていくというところが、今のところのできる精いっぱいのところかなということもございまして、繰り返しになりますが、今開催しておりますこの部会の中でいろいろな御意見をいただきながら、次の施策を考えていきたいというふうに思っております。

○今井委員 その意欲ですね、やっぱりその持ち手の意欲ということなんですけれども、同じ垂水で塩屋に旧グッケンハイム邸がありまして、これは企業がもっていて寮になっていたのですけれども、民間の方が……、売るということで、それはつぶされたら大変だということで個人がお買い求めされて、今、結婚式場になっているのですけれども。2年ほど前、私、結婚式があったときに中に入ったときには、かなり荒れてたんです。そういう意味では、お金、どうしているんだろうかと心配。そういう意味では、補助も含めて、やっぱり維持し続けるための積極的な支援策というのもぜひお願いしたいと、これは要望です。お願いいたします。

○三輪会長 ありがとうございます。

○長濱委員 多分、守る方法とか残す方法というのはいろいろ難しい面もあって、市も含めて、地域、市民が考えていけないと思うんです。

それで、その前にやっぱりもう少しできることがないかなと思うんですけども。この2つのグループで評価をしていくわけですけども、基本的には学術的な価値であるとかそっちが先行しがちなんですけど。多分、今、今井委員言われた塩屋の例なんかでいうと、もう少し、学術的価値はそんなにはないけれども、その地域が思い入れがあったりとかしている評価ってあると思うんです。その辺の評価も一方で多分していく必要があって、その後を守る方法であったりとか方法論をやっていくという順番で、あまり学術体系だけで評価してしまうことも、重要なんですけども、それプラスやっぱり地域資産としての何か評価みたいなのも検討されていった方がいいのかなとは思いました。

○三輪会長 ありがとうございます。

それぞれの部会でも多様な観点から評価していこうというようなことで話は進んでいるようでございますので、今日の御意見を部会の方にお伝えいただきまして、今後どういふふうな形で施策に反映していくような具体策まで御検討を深めていただけるようにお伝えいただけたらと思います。よろしくお願いいたします。

よろしいでしょうか。

それでは、この議事3につきましても報告を受けたということで、先ほど申しましたよ

うに、審議会の意見をお伝えしていただきたいと思います。

4. 景観アドバイザー専門部会 審議結果

○三輪会長 それでは次に、議事4に移ります。景観アドバイザー専門部会の審議結果でございます。

御承知のように、これは非公開部門と公開できる部門と両方ございますが、現時点で非公開とすべき案件がありましたら、事務局からお願いいたします。

○西 課長 本日は、前回の4月25日の審議会以降の案件を16件ほど御報告をいたします。このうち、デザイン協議の成立したものが7件、協議中のものが9件でございます。このうち、設計段階の審議の申し出があり、資料が公開・縦覧されたものと、任意で協議を行ったものと、合わせて11件につきましては、配布資料により公開で御説明をいたします。

以上を除きました5件につきましては、これは、神戸市情報公開条例第10条第2号のア、公にすることにより当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるものに該当いたしまして、附属機関及び有識者会議に関する指針第7条第1項に定める非公開とする場合に該当すると考えられますので、これらの案件については当審議회를非公開とするのが適切と思われま。

○三輪会長 ありがとうございます。

いわゆるまだ設計段階での設計図書などは、それぞれのお施主さんとか、あるいは設計会社の方の個人情報ということになりますので、そういった面で非公開ということが議論されます。

今、御報告いただきましたように、この該当する5件につきましては非公開としたいと思いますので、これから会を非公開とさせていただきたいと思います。

傍聴の方いらっしゃいますでしょうか。

また入っていただきますが、退室していただけますでしょうか。

(傍聴人 退室)

(審議会 公開)

○三輪会長 傍聴の方もお入りください。

(傍聴人 入室)

○三輪会長 それでは、残りの公開案件についての御説明をお願いいたします。

○岡本担当係長 では、資料4、ページ数にしまして15ページをお開きください。

資料と前面スクリーンとで、両方で御説明をしていきます。

なお、1番の神戸阪急ビル増築工事、開いていただきまして次のページ、5番の神戸市中央区相生町1丁目プロジェクトにつきましては、少し個別に御報告いたしますので、このスライドの中では御説明は省略させていただきます。

では、2番からになります。（仮称）新御崎西住宅建設工事です。

27年11月に部会を開催。28年7月に設計段階の部会を開催。28年10月には協議が成立してございます。

こちらは市営住宅となりまして、ノエビアスタジアムのすぐ南側に位置するものでございます。

これが完成予想パースになっております。

神戸市の意見としましては、緑化計画として、沿道に緑を配置してほしいということ。それと、ノエビアスタジアムとの境の部分につきまして、植栽帯のようなものを設けてほしい。豊かな緑化計画を検討してほしいということ。

さらに、ごみ置き場が、当初、視認性の高い位置にございましたので、そちらの配置の工夫。

さらには、外壁デザイン等の要素が多いという御意見をいただきましたので、そのデザインの整理といったところも先方にお伝えをしております。

回答としましては、こちらでお伝えしたとおり、デザイン要素の整理、さらには緑地帯の設置、ごみ置き場も、このパースでご覧いただいておりますように、一見して分からない場所に、視認性の低い場所に配置も変更していただいたというところでございます。

続いて、3番、（仮称）神戸市北野町計画新築工事です。

28年2月に計画段階。28年5月に設計段階。28年8月に協議が成立しております。こちら共同住宅になります。

場所が北野町3丁目ということで、北野坂に面する敷地になっております。

こちらが外観パース、北側から見た外観パースになっております。

神戸市の意見としましては、人が住んでいることを感じさせるような明かりの漏れだしとか、バルコニーのデザインの検討をお伝えしました。また、北野坂の夜間のライトアップにも配慮してほしいということもお伝えしております。

ちょうどコーナー部にある建物になりますので、そちらの角の部分には季節感のあるシンボルツリー等の検討もお願いをいたしました。

事業者からの回答としては、外構計画とあわせ植栽等を設けるという御回答をいただいております。

夜間の景観にも配慮して計画を検討しますということでした。夜間パースも、向かって右側です。夜間のパースとお昼のパースということで出していただいております。温かみのある色で計画をするということでもございました。

続いて、4番です。次のページに資料はなります。（仮称）神戸市兵庫区本町1丁目計画でございます。

こちらは、28年3月に計画段階。28年4月に設計段階。28年5月に協議成立しております。

計画地は、兵庫区本町1丁目になります。

外観パースです。

こちらにつきましては、外観の色彩について、ベースの色とアクセントの色の対比というものを気をつけてほしいということ。

また、こちらも角地になりますので、景観上重要な北西角について、大きな高い木を検討していただくようお願いをしておりました。

これについて事業者から、白と灰色を基調にした配色にしますということ、アクセントカラーについても寒色系で行いますという回答でした。シンボルツリーの方の計画もしていただいております。

次、6番です。（仮称）エヌヴィ中央区割塚通1丁目新築工事です。

28年4月に計画段階。28年7月に設計段階。28年8月に協議が成立しております。計画地は、灘駅のすぐ近くのところです。

これが外観パースです。

これについても、外構計画、また夜間景観について、周辺との調和というものをお願いをしました。

回答としましては、間接光を織り交ぜた外部照明計画としていくということでございます。

続きまして、（仮称）磯上オフィス新築工事です。

28年5月に計画段階。9月に設計段階。そして、10月26日に協議が成立しております。お手元の資料に「協議成立」の記載がございませんが、先週、協議が成立いたしました。

場所は、中央区磯上通5丁目です。このちょうど磯上公園に面した敷地になります。

建物用途としては、店舗と事務所でございます。

外観パースです。

こちらの計画につきまして、街角に面する立地条件を活かして豊かな滞留空間が構成できるよう検討をお願いしました。

照明計画につきましても、こちらも温かみのある色というのをお願いいたしました。

これも事業者から、北東角の植栽計画は、季節感を感じるような樹木を植えていくということですか、夜間景観につきましても、温かみのある色で全体を構成するという事です。

続きまして、8番、（仮称）OZこうべProjectでございます。

6月に計画段階。9月に設計段階。これも記載がございませんが、10月12日に協議が成立いたしました。

建物用途としては、共同住宅になります。

場所は、中央区の古湊通1丁目でございます。

こちらについては、外壁のデザイン要素が割と多い案でございましたので、そちらを整理しシンプルなものになるよう検討をお願いしました。

植栽計画につきましても、角地のシンボルツリー等の検討もお願いしているところです。

事業者の方からは、外壁デザイン要素の整理に努めますということ、シンボルツリーの設置についても検討しますということで回答をいただいております。

9番目、松野通1丁目共同住宅計画です。

28年3月に計画段階。そして、これは計画段階を、もう一度9月に、2回実施しております。それで10月に設計段階ということです。

計画地としては、長田区松野通1丁目でございます。

外観パースになります。

こちらについては、植栽の計画、少しでも植栽を入れてほしいということ、まちの緑の連続性を配慮してほしいということ。

それと、地域のごみ置き場が近くにあったんですけれども、それと一体化したようなごみ置き場という計画をされております。このあたりの色彩、デザイン等について御意見をお伝えしているところです。

次からは、任意による協議ということで、(仮称)新楠住宅の1号棟です。

市営住宅になります。

デザイン協議の対象規模にはなりません、任意による協議ということになります。

○三輪会長 資料はないんですか。

○岡本担当係長 資料が、すみません、追加資料になります。1ページ、本日お配りしました追加資料でございます。申しわけありません。

場所は、中央区楠町1丁目です。

地上8階の共同住宅となります。

外観パースです。

こちらも、当初、外壁色彩の明度差が大きくてコントラストがきつい案が出てきてたんですけれども、部会の意見を踏まえ、明度差を縮めた色合いとなってございます。パースでご覧のとおりでございます。

続きまして、11番。市営桜の宮住宅の建替事業です。

これも10月に任意による協議を行っております。

北区甲栄台4丁目でございます。

外観パースになります。

こちらについても、色関係です。もう少し押さえた色合いにした方がよいとか、明度のお話や駐車場付近の植栽の検討等。あと、植栽部分の夜間景観の配慮などをお伝えしているところです。

南東側のパースと2つパースがございます。

公開案件は以上でございます。

○三輪会長 ありがとうございました。

ここで、アドバイザー専門部会の末包部会長さんより総括をお願いしたいと思います。

○末包部会長 専門部会長の末包でございます。

皆様ご案内のとおり、我々アドバイザー部会では、主に規模と配置を見ます計画段階と、それから細やかなデザインまで協議する設計段階という2段階で、アドバイザー協議を行ってきております。

ただいま御紹介ありましたように、今回は中高層の共同住宅が中心でございました。そのほかに任意による協議ということで、これも公共建築物ですが、それも市営住宅ということで住宅系が中心でありました。

特に設計段階のものに関しましては、細やかなデザインのこと、建築デザインに関わることだけではなくて、色彩のこと、ランドスケープのこと、それから特に夜間景観のこと等を中心にアドバイスをしております。

あと、後に出てまいりますけれども、プロジェクトによりましては、複数回を実施するというようなことによりまして、よりよい神戸の景観形成に努めていただくということで、これまでもアドバイスを行ってまいりましたし、今後もアドバイスをっていくというようなつもりでございます。

特に、三宮再整備のリーディングプロジェクトになります新しい阪急のビルに関しましては、後ほど御説明もあると思いますが、14回にわたる協議を行いまして、まだ若干継続中の部分がございます。それから、これも後に御報告がありますが、相生1丁目、簡単にいいますと、ファミリアのビルですが、これは景観形成重要建築物に指定されている建築物に、先ほど委員からもありましたが、そこにマンションが食い込んで建つという、先ほど懸念されていた物件にも当たるわけですが、これも5回行いまして、まださらに検討課題が残っているという状態でございますが、こういった形で、物件の状態、あるいは物件の置かれている環境によって、その重要度に応じて、あるいは設計者の対応、事業者の対応に応じて、臨機応変によりよい景観形成に努めているという次第でございます。

以上です。

○三輪会長 ありがとうございました。

ここままで御意見、あるいは御質問ございましたらお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

特によろしいでしょうか。

それでは次に、先ほど保留しておりました神戸阪急ビル増築工事について、事務局より説明をお願いいたします。

○西 課長 本案件につきましては、今、末包部会長からお話がございましたように、複数回の景観アドバイザー専門部会、本審議会でも何度か御審議をいただきまして、先日、

10月28日、第107回の景観アドバイザー専門部会において、最終的な設計段階の協議を行いましたので、ここに御報告をさせていただくものでございます。

前面スクリーンをご覧ください。

改めて計画概要について整理をさせていただいております。字が小さくて大変申しわけございません。

計画地については、現在の阪急神戸三宮駅でございます。

建物の最高高さは約121メートル、階数は地上29階地下3階となっております。

用途は、地下3階から地上3階までが駅施設及び商業施設となっております。4階から16階までがオフィス、17階から地上28階までがホテル、最上階の29階には展望フロアを設ける計画というふうになってございます。

次に、これまでの経過でございますが、本案件は、平成25年4月に事業者からの申し出に基づきまして計画段階のデザイン協議を開始いたしまして、計12回のアドバイザー専門部会を開きまして、昨年12月、第82回の都市景観審議会及びことし4月の第83回都市景観審議会において御審議をいただきまして、計画についての妥当性を評価をしていただきました。その後、設計の進展に伴いまして、さらに2回のアドバイザー専門部会を行いまして細部の調整を行いまして、9月15日に設計段階デザイン協議の申し出を受け、10月28日、先ほど申し上げたように、最終的な設計段階の協議を実施したものでございます。

今後は、協議の成立、その後の景観法の規定に基づく手続きが行われまして、最終の工事に向けて動いていくということでございます。

なお、前回の景観審議会、4月25日以降に調整を図りました点といたしましては、建物の立面デザインの詳細やコーナー部分のかなり詳細なおさまり方、建物低層部の公共空間との取り合い、そういったもの、さらにサイン計画等についても議論をいたしました。しかし、例えばサイン計画など、現時点では詳細が未定の部分もございまして、これについては今後も、協議成立いたしますが、その後も調整を図っていくと。これにつきましては景観法に基づく手続きがまだ待っておりますので、その段階をとらまえるなどして調整を続けていくという予定でございます。

事務局からの説明は以上でございます。

○三輪会長 ありがとうございます。

それでは、この件につきまして御意見、御質問はございますでしょうか。

ただいま、末包部会長さんからも、西さんからも御説明いただきましたように、アドバイザー部会の方でかなり何度にもわたって御審議いただいた、この審議会でも御検討いただいた物件でございます。

特によろしいでしょうか。

それでは、これにつきましては、まだ後も引き続き何回か残っているんですか。

○西 課長 デザイン協議については完了いたしております。

○三輪会長 完了ということで。

○西 課長 はい。まだ神戸市としての最終の御意見を返しておりませんので、それでもって協議成立ということになります。

○三輪会長 なるほど、分かりました。

○西 課長 さらに、その後に景観法に基づく届出という手続きがまだ待っておりますので、まだしばらく調整を続けていくということになるかと思えます。

○三輪会長 分かりました。

では、神戸の玄関になるところでございますので、何とぞよろしくお願いいたします。

それでは引き続きまして、神戸市中央区相生町1丁目プロジェクトについて、事務局より説明をお願いいたします。

○岡本担当係長 景観アドバイザー部会の報告の前に、この案件につきましては、経過を改めて御報告を先にさせていただきます。前回、前々回の都市景観審議会において御報告もさせていただきましたが、改めて経緯を御説明します。

景観形成重要建築物に指定されておりますファミリアホールでございますが、昨年の夏あたりから所有者の方から売却という話で市の方にはお話が入り、景観形成重要建築物でございますので、保全管理計画に基づき引き続き管理していただくようお願いをし、文書も出し、協議を重ねてきたというところです。

所有者あての文書としましては、このような内容になっております。引き続き管理をお願いしたいという内容です。

しかしながら、老朽化、耐震性の問題があり、現状のままでは活用することが難しく、譲渡するに至ったということ。また、譲渡先については、所有者の方で何らかの形で残せる方法を探り、相当な時間、労力をかけて選定され、最大限活用していただけることではないかということで、現所有者の方に売却が決定をされました。

新たな事業者のもと建設されるマンション計画に関しましては、一度、建物を解体するものの、2面外壁を復元する、その後ろにマンションを建てるという計画でございます。

市としましては、この景観形成重要建築物に指定しているということで、保全管理計画にのっとりた復元というものが担保できるのではないかということ。この管理計画自体に外壁を保全管理してほしいという内容が記載されておりますので、引き続き、この景観形成重要建築物に指定することで、その外壁保存のところが担保できるのではないかということを考えまして、指定継続という形で事業の方を進めていただいているところです。新たな計画が確定しました折には、改めてこの指定の管理計画の見直しはさせていただきたいと思っております。

こちらの景観審議会におきまして、この内容の御報告を既にしておりまして、2面残してマンションを建てるという計画で、景観アドバイザー部会の中で詳細について市の意見

を伝えていくという方向性を確認させていただいていたところですので、この方向性に基づきまして景観アドバイザー部会を行っております。景観アドバイザー部会の内容につきましては、次に御報告をいたします。

経過につきましては以上です。

○金森担当係長　続きまして、アドバイザー会議の経緯を報告させていただきます。

場所は、中央区相生町1丁目。斜め向かいに神戸中央郵便局があります。

ファミリアホールの跡地にできます、高さ約120メートル、地上33階地下1階のマンションになります。

平成28年4月に景観デザイン協議の申し出がありました。景観形成重要建築物ということもあり、通常より丁寧に協議をしていただいております。4月22日には、既存建物保存外壁端部の保存範囲や高層部のデザイン、街路空間についてを、5月13日には、既存建物保存外壁端部の保存範囲についてを、5月27日には、既存建物保存外壁部と新築部の対比方法や接合部のデザインなどについて協議をしていただいております。

7月になりまして、設計段階の協議を始めております。こちらでも通常より丁寧に協議していただいております。8月26日には、既存建物保存外壁の意匠の保存範囲や夜間景観計画、高層部の色彩計画、外構における植栽の配置や舗装についてを、9月9日には、既存建物保存外壁部端部の見せ方や新築部の色彩計画、レストスペースにおけるベンチのレイアウト、夜間景観の演出方法などについて協議していただきました。

平成28年10月27日に本件のデザイン協議を完了しておりますが、こちらもしばらく調整をしていく予定にしております。

こちらが外観パースになっております。

こちらがよく議論していただきました既存建物保存外壁と新築部分の取り合い部です。こちら、北側の面になります。

こちらが取り合い部の南側の面になります。

こちらが夜間景観のパースになります。

外構計画についての平面図になります。

最後ですけれども、外構のイメージパースになっております。

デザイン協議の説明につきましては以上になります。

○三輪会長　ありがとうございます。

ただいまここまでで御質問、あるいは御意見ございますでしょうか。

この案件に関係する議題5については、この後、説明をお願いしたいと思いますが、一たん、ここでデザイン協議等の内容について、いかがでしょうか。

では、この議事の5番目を説明していただいて、あわせてまた御議論いただきましょうか。

5. 神戸市都市景観審議会あて要望書の取扱い

○三輪会長　それでは、次第の最後のところですが、議事の5、神戸市都市景観審議会あて要望書の取扱いについてということで、この建物の計画について関連しますので、これについて事務局から御説明をお願いいたします。

○岡本担当係長　それでは、19ページ、資料5をご覧ください。

「旧三菱銀行神戸支店」の現存建物の保存活用に関する要望書についてでございます。

この要望書が、建築の専門家の方が主なメンバーでいらっしゃる団体から景観審議会あてに届いております。その取扱いについて、本日、御意見をいただくところです。

要望書の概要につきまして、最初のページで御説明をいたします。ちょっと読み上げます。

1つ目です。新築の外壁面に一旦解体撤去した現存建物外壁の石材を、超高層構造体と一体のセットバックした控え壁に取り付け直す再現となっているが、その理由として景観計画において道路から外壁後退2m以上という基準によるという説明であった。

2つ目。現存建物を最大限活かして活用することが可能となるよう、さらには事業者案の「現壁面線を後退させ、東南2面だけの旧外観の再現をもって重要景観は継承される」とするような、景観条例が解体を助長するような事例とならないよう「神戸らしいまちの景観を守り、そだてる」当条例の根幹に関わる重要案件として審議を尽くされるよう切に願います。

というのが要望書の概要ではございます。

ただ、裏面にまいりまして、20ページでございますが、この要望書をいただく前に、神戸市の方にも、4回、要望書をいただいております。ですので、この内容を御説明した後には、審議会あての要望の中身について御意見をいただければと思います。

では、20ページで御説明します。

最初が28年5月19日付の文書でいただいております。

そのときの概要、要望内容としましては、同建物の現地での恒久的な保存活用に関し特段の高配をいただきたいということで、基本的には残してほしいというお話でした。

これについて、市の方、要望者と面談をそのいただいた際に行っております。その際には、この景観形成重要建築物の指定制度の内容の御説明、市が指定しているんですけども、保全と活用の両立を図る制度であって、売買、取り壊し等を止めるような強制力はない制度だという御説明をさせていただきました。

また、新たな計画については景観デザイン協議制度の対象になるので、その場で専門家の意見を聞きながら協議を進めていくというお返事をしております。

これを受け、28年6月と28年7月にもいただいております。

それぞれ要望者と面談をしたんですが、その際に事業者にも同席いただいて三者で面談をしたというところです。

6月の内容ですが、このあたりで新しい事業計画をご覧になって要望内容を書かれております。セットバックして新築する、表層材を取り付けるような手法というのがどうかというところ、さらに、現存建物を解体せず現位置で補強することはできないのかという御意見をいただきました。

これについて、事業者の方からで、現存位置で補強し、内側に公開空地を設定する案も検討したが、建物強度が不明であり、今回、分譲マンションになりますので、そのマンション購入者に対して安全面の保証や担保、さらに構造上の問題から、それは難しいというお返事ございました。

7月の中身もほぼ同様の中身ですが、ここで先ほどの審議会あての1つ目の内容、セットバックというお話が出てきております。景観計画区域の道路後退に関する基準というものを緩和できないのかといったところがございます。

ここについても、景観計画において外壁後退2m以上という基準がこのエリアにはあるんですけども、今回の計画でセットバックしている要因というのが、総合設計制度に基づく公開空地の確保や天空率の確保といったところが要因でございまして、景観計画の基準そのものがネックになっているわけではないというお話はお伝えをしました。

続いて、景観審議会あてに届いた文書と同日付、8月19日に市にもほぼ同じ内容で来ております。

これにつきましては、要望者へ文書回答をしております、これまで話し合いの場でご説明のとおり、既存位置でというのは難しいということをお伝えしました。さらに、景観デザイン協議制度で協議をしているということも、改めてお伝えをしているという状況でございます。

これを受けまして、19ページに戻って、要望書の概要、8月19日付の市の内容とほぼ同様の中身が届いているという状況でございます。

○三輪会長 ありがとうございます。

今、御説明いただきましたようなことで、都市景観審議会の会長あて、それから同審議会委員各位ということで要望書が来ました。これについてどういうふうに対応するかというふうなことでございます。

審議会あての要望書が来る前に、神戸市あてに、今、御説明いただきましたような形で、5月以降、何度か文書が届いているというふうなことで、それに対する対応関係も御説明いただいたところでございます。

これにつきまして、御質問とか御意見いかがでしょうか。何かございますでしょうか。

これに対応する対応策を検討しないといけないわけですが、何度か事務局とも御相談申し上げまして、この対応策を、一応、事務局の方で御検討いただいたものがございますので、それを一度見ていただいて御議論いただくというので、よろしいでしょうか。

それでは、何かないと、なかなか議論できないということでもございますので、ちよっ

とこれを配っていただけますでしょうか。

それでは、今お配りいただきました要望書への審議会の対応について（案）という文書でございますが、これについて事務局から御説明いただけますか。

○岡本担当係長 それでは、読み上げさせていただきます。

神戸市都市景観審議会の対応について（案）でございます。

神戸市における景観形成重要建築物は、都市景観の形成を図る上において特に重要な価値がある建築物として、神戸市都市景観条例に基づき指定しており、その保存活用にあたっては、管理計画に基づき管理いただくことを前提としている。

新たな利活用が生じた場合は、景観形成重要建築物としての価値ができる限り損なわれない形で保存活用いただくよう働きかけ、個別の状況に応じ、最善の策を講ずるため、神戸市都市景観審議会および神戸市都市景観アドバイザー会議での検討を行っている。

本計画においても、上記の考え方を遵守しながら、適宜、経緯を本審議会に報告をし、同時に、現実的に可能な範囲での検討を、景観アドバイザー専門部会において複数回に渡り行ってきた。

詳細な検討事項については下記に示すが、本審議会としては、景観アドバイザー専門部会での検討及びその報告を妥当なものとする。

よって、市からあらためて、要望者へ計画内容を説明し、当審議会の考えを伝えることをもって要望者への対応とする。

詳細の部分です。

第82回神戸市都市景観審議会において、市から下記について報告をうけた。

売却の動きがあること。管理計画に基づき、引き続き景観形成重要建築物として管理いただくよう、市から要請したこと。

第83回神戸市都市景観審議会において、市から下記について報告をうけた。

売却に至る経緯。できる限り外壁を保存・復元するよう市から働きかけたが、2面を保存・復元する計画であること。

その後の進め方として、景観アドバイザー部会による景観デザイン協議にて、外壁部分の復元の仕方やマンション部との取り合い等について、委員の意見を聞きながら、市が事業者と協議を進めていくことを当審議会にて了承した。

これを受けて、景観アドバイザー部会では、報告のとおり、新旧建物取り合いやデザインの対比、外構計画、照明計画について、協議を重ねてきた。

景観形成重要建築物を解体し、一部を復元する計画は初めてのケースであるが、計画段階・設計段階の協議を複数回実施する等、慎重な対応を行ってきた。

以上でございます。

○三輪会長 ありがとうございます。

ただいま読み上げていただきましたような形で、この審議会として要望書を提出された

方にお返しするというようなことで対応するというこのこれは案でございますが、これを含めて御意見を頂戴したいと思います、いかがでしょうか。

○磯山委員 この中の要望者といわれる方は地域の方なんでしょうか。どういう関係の方がこういう内容の文章で持ってきているのかなと思ったんですけど。

○岡本担当係長 建築の専門家の方がメンバーです。地域の方というよりも建築の方になります。

○三輪会長 要望書には団体名が入ってますので、これは読み上げてもよろしいんでしょうか。

○岡本担当係長 はい。

○三輪会長 港まち神戸を愛する会という建築の専門家などの方が構成団体になっている会です。任意団体でしょうかね。

○磯山委員 神戸市に会社がある、そういう皆さん、港町を守ろうぜみたいなそういう会の集まりなんですか、建築屋さんの。

○岡本担当係長 個人の。

○磯山委員 個人なの。

○岡本担当係長 はい。個人でそういう歴史的建築物について保存活動を行っているような団体になります。

○磯山委員 これの図面、CGのパスとかっていうのは、これはないんですか。これはファミリアですね。

○岡本担当係長 これが新たなマンションのCGパスになります。この部分が今の建物の外壁を2面復元しておりまして、その後ろにマンションが、高層マンションが建つ計画でございます。

○磯山委員 分かりました。

例えば、神戸朝日ビルであるとか、ノザワビルであるとか、僕の記憶の中では、あれは4面回ったと思うんです。あそこは事業ビルなんで、今回のビル、マンションは居住者用の方っていうので、また用途が全然違うとは思いますが、4面残すっていう方法は全然できない、費用的なものとかいろいろあるとは思いますが、いかがでしょうか。

○西 課長 これは最終的には事業者さんの判断ということになりますが、現在のホール部分すべてを残した形では、この超高層マンションは成立しないということでお聞きしております。

○磯山委員 しない。

○西 課長 若干補足させていただきますと、当初、御要望にありましたように、2面を構造そのまま残してできないかということも、一度、検討はしていただいております。ただ、もともとの構造躯体が煉瓦積みということで、構造の調査もしていただいたんですが、すべての壁においてその安全性を確認するのは難しいというような結論でございます。

まして、要は分譲マンションになりますので、そういった安全性に対する担保がとれないと、やはり事業者としては売ることができないというようなこともございまして、構造については、一たん、RC鉄筋コンクリートの躯体に置き換えると。そのかわり、表面を仕上げしております石については、生け捕りというんだそうですけれども、すべてに番号を振りまして、全部使えるような形で手作業で一旦解体をする。それを現場に向かって戻していくというような作業になります。聞きますと、来年の8月ぐらいまでこの解体はかかるのではないかとこのように聞いておりまして、正直なところ、費用的にはかなり膨大な費用をかけてこの保存・復元をやっているということでは思っております。

○磯山委員 分かりました。

○桜間委員 ちょっと質問になるんですけども、「景観形成重要建築物を解体し、一部を復元する計画は初めてのケース」ということなんですけど、これ、こういう形になった場合、この指定はどうなるのでしょうか。

○西 課長 管理計画の中には、建物すべてということではなくて、重要な部分の指定をして計画を立てることが可能でございますし、もともとこのファミリアホールの指定につきましても、外壁と一部開口部等について計画に盛り込んでおりましたので、現状の計画、いわゆる保存計画と大きな齟齬はないというふうに私どもは考えております。

○桜間委員 ということは、これは自動的にそのまま継続されるということになるわけですか。

○西 課長 恐らく新築になりましたら、新しい建物との関係もございまして、それを見直したうえで、指定の変更ないしはし直しということになるのではないかと考えております。

○桜間委員 それはどこで検討することになるのか、最終的には審議会。

○三輪会長 これにつきましては、前回ですか、前々回ですか。

○西 課長 4月の都市景観審議会の方に向けさせていただいております。方針については、そのとき御相談させていただきました。

○三輪会長 引き続き、これを指定建築物として指定していくというふうな形で審議会でご承認いただいたものでございます。

○桜間委員 とりあえず、いいです。

○住本委員 この要望書を読みますと、解体するときに欠損発生など思わぬ困難な事態が生じる可能性があるというふうには書いてあるんですけど、事業者は、欠損等はなく、全部元のとおり番号を振って復元できるというふうには言われているんですか。

○西 課長 いえ、危険性、いわゆるリスクはあるというふうに認識しておられると聞いております。今回、外壁を2面復元いたしますので、解体については4面を丁寧にすべて解体いたしまして、欠損が生じた場合等については、それを充当するというふうなことでお聞きしております。あるいは余った材料については、モニュメンタルなものに何か

使えないかといったようなことも並行して検討していくということでございました。

○住本委員　そしたら、この2面におきましては、可能な限り復元という、景観形成重要建築物として価値ができる限り損なわれない形というので、よろしいですか。

○西 課長　そのとおりでございます。

○今井委員　この経過を見させていただいたら、平成27年12月21日に「売りたい」というようなことが言われて、その4か月後にはもう「売る」というふうに言ってきておられるんですけども、やはりこれはちょっと短すぎて、本当に神戸市としてどんな働きかけをしたのかなっていうのをちょっと疑問に思うんですけども、いかがでしょうか。管理してほしいという要請をしたというふうになっているんですけどもね。

○西 課長　実際の協議といたしますか、お申し出がありましたのは8月の末ごろでございました。その時点では、ほぼ何か方向性は決めておられたように思いますが、まだ最終決定はしてないというような状況でございまして、それを受けて、先ほど御説明をした文書を出させていただいたということでございます。

○今井委員　実質8月に言ってこられたかもしれないんですけども、それでもやっぱりこちらとしては、このまま管理してほしいという要望をおっしゃられたというふうには書いてあるんですけども、やっぱり4か月後にはもう結論を持ってきて、それも2面だけですと。そんなんやっぱり裏から見れば、もう全然違う普通のマンションになってしまってるわけですから、そういう歴史的な価値というのは、もう半減どころか、もっと下がってるというふうに思うんです。そういう意味で、今ごろ言ってもだめなのかもわからないんですけども、もうちょっと何か強く「本当にこれを残してほしい」という働きかけをすべきじゃなかったんじゃないんでしょうか。

○西 課長　昨年12月の審議会のときにもお話しをさせていただきましたが、先ほどもお話に出ましたように、なかなか強制力のない手法しかないところでは難しい点もございまして、一方で、複数案の中では、もうそもそもこの壁が1面すら残らないような危険性もありましたので、その中では、2面を、しかも復元という形できちんと元の材料を使ってやっていただけるところでいうと、もちろん100点満点の答えにはなっていないというのは重々承知しておりますが、まだ次善の解決策であったのではないかなというふうに考えております。

これについては、いろいろな御意見がありまして、是非はあろうかと思いますが、例えば今回この2面が完全に復元してマンションの構造体の一部として建設されれば、むしろ、未来永劫とは言いませんが、かなり長期間にわたって安定的にこの壁の面については管理していただけるというふうに考えておりますので、繰り返しますが、これが100点満点とは言いませんが、これからいろいろな、こういうふうにして建築物が、いろいろな危機といたしますか、方向性をいろいろ心配しなければならない事態が生じてくる中では、一つの方向性というふうに考えてもいいのかなと我々としては思っております。

○**今井委員** いえ、その2面だけ残すことを先例として、これからもそれを残していくということじゃなくて、やっぱり4面を残すと。いや、本当は現状維持、私は、この請願者がおっしゃってらっしゃるように、阪神・淡路大震災でも生き残った、それもととても曾禰達蔵さんという方がつくって現存しているのも少ないという中では、もう残してほしいという思いは強いですが、今後、本当にいろんな意味で危機にさらされていくというふうに思いますので、最低4面保存という形で、ぜひ決意していただきたいなというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○**三輪会長** すみません、今の御意見は……。

○**今井委員** いいです。結構です。

○**三輪会長** よろしいですか。

この案件について4面というのはなかなか難しいということで、今後の話ですね。

○**今井委員** この件については、いや、今後の先例にはしないでほしいです。

○**三輪会長** はい。

○**桜間委員** 先ほどの、私、4月出席できてなかったと思うので、ちょっとあれなんですけども。そもそもこれがそのまま指定していいのかなというのが非常に疑問に思うことがそれはあるんですけども。

それはともかくとして、この要望書への対応についてのこの文章なんですけど、一応、これ、審議会の考え方を伝えるものと書いてあるんですけど、これ読んだ限りは経過説明しか載ってない形になってるんじゃないかなと。それで、審議会の考え方を返すという文章にこれでいいのかなというのが、そもそも疑問として非常に感じるころがあって、先ほどから4面残した方がいいと思っている方が少なからずいらっしゃった。できるだけ保存したいと思ってたという思いを持っている方が非常に多い中の、そういう思いがあまり反映されてないというのが非常に気になるころなんですけど、ちょっとこれでは何か木で鼻をくくったような、回答のような、回答でないようなものになるんじゃないかというのは非常に危惧するんですけど。

○**三輪会長** そうですね、審議会と同時並行で進められているこの景観アドバイザー会議で非常に苦労されながら審議されているその内容というのは、もちろんその建物の現状維持みたいなことが最もよろしいんですが、いかんせん、民間の所有物になってますので、それをなかなか言えない。その中で最善を果たしたということが、経過の中の内容を見れば読み取れるというふうな文章なんだと。

○**桜間委員** いや、会長おっしゃっていることは分かるんですけども、それがちょっとこの文章の中に反映できてるかなという。つまりできる限り保存というのは、市は働きかけたけどもっていう、市の働きかけでは書いてあるけど、審議会の思いとしては何かあまり出てないなということ。

- 田中委員　これを渡すわけじゃないんですね。
- 三輪会長　いや、基本的には、これを渡すというよりも、こういう形で事務局の方から伝えていただくというふうなことで、よろしいですね。口頭でお話していただくというふうな形になります。
- 田中委員　確認していいですか。これは、私たちの都市景観審議会に対する要望書というのは、文面で来たわけではないんですね。
- 三輪会長　いや、文面で来ました。
- 田中委員　文面で来たのを口頭で返すということですか。文面で来たものに対してこちらでも文面で返す必要はないんですか。
- 西　課長　特に規定はないと考えておりますが。
- 田中委員　分からないんですけれども、もし文面で来て、文面で返すことができるのであれば、要望書にあったとおり、この委員も同じ思いで残念でなりません。私達にはそれを止める力もなければ、法律がそうなっているんでやむを得なくて、もう泣く泣くで、気持ちは全く一緒ですとは言えないにしても、そこの気持ちは一緒ですよ、ですが、今の現法律や条例の中では、もうこの壁を守るだけでも精いっぱいだったので何とかということで、これで御理解いただきたいのですみたいな、もうちょっと人間っぽい、血とか涙があるような人間の言葉にして文章でお返しするというのは、やっちゃいけないんですか。
- 西　課長　いえ、いけないことはないと思います。
- 田中委員　じゃあ、それでいかがでしょうか。
- 末包委員　いや、そう思うんです。
- 田中委員　ということですね。
- 末包委員　基本的な精神は皆さん同じなんです、基本的に。
- 田中委員　そうです。
- 末包委員　それを書いているのが、この最初のペーパーの6行ぐらいのところなんです。基本的に、神戸市では、景観形成重要建築物の価値をできるだけ損ねない形でやっていただくようにまずしているという大前提です。ところが、個々の事情に応じてやむを得ない場合は、渋々ですね、景観アドバイザー専門部会が出て行って、最善の策を練るといって検討を行ってきているんだということ、まず最初の精神として申し上げてまして、一個のこの個別の要望書に対する対応というのは、この下に書かれているんですけれども、基本的な精神をまず述べているというふうに御理解いただいて、それが審議会の基本的な精神であるということ、述べているということなんです。
- 森崎委員　まあ、弁護士が来て、何かいろいろな質問書に対して回答するみたいな話と一緒に、余計なことは言わんでええと思うんです。ここで審議会に対して質疑が求められているわけやから、ここで、今、田中さんがおっしゃったことを簡潔に言う方がえ

えと思うんです。別に景観アドバイザー以下うんぬんは努力はしているけども、これは審議会に対して言うてきているわけやから、審議会が答えたらええわけですよ。という形をとって、こんだけたくさんことは書かんでもええと思うんです。きちっと誠意が伝わればいいと思うんです。制度上できへんと、そやけど最後は2つ残ったと、これでこらえてくれというふうな感じだと思うんです。そういうことでしょうか。

○田中委員　　そうです。

○三輪会長　　どうですか、事務局。

○西 課長　　今、御意見伺っております、要は審議会の心情的な部分、この要望をいただいた方と思いは一であるというようなところを、きちんと明確に簡潔に書いてお手紙とするというようなことで、もしよろしければ、事務局の方で素案をつくりまして、会長と御相談をさせていただいたうえで決めさせていただけたらと思いますが、御意見は十分理解したつもりでございます。いかがでしょうか。

○森川委員　　そのような方針で今回の場合はいいと思うんですけど、やっぱり皆さん疑問に思うところが非常に多くて、何か無力感を感じるというかな。一番最初の議題のところの議論にありましたように、やっぱり制度上できない、じゃあ、その制度上、何か改善できないか、あるいは利活用に対する支援策とか、何らかの形でもう少し残せるような方策を研究していかれるっておっしゃいましたね、事務局。だから、それをぜひ検討を進めていただきたいというふうに思うんですけど。

○三輪会長　　そういうふうに進めていただけたらと思いますが。

○岩崎局長　　神戸の都市景観という部分を大事にしてきて、今回、ファミリアホールというのが一つの大きなきっかけでもあり、ほかの、先ほど説明しましたが、茅葺民家も1,100ぐらいあったのが800になっているということを考えますと、やっぱり神戸の財産が失われてるといふ部分を何とか食い止めたいといふのは、この審議会の委員の皆さんの思いだと思いますし、昨年から議論していただいたこのファミリアホールについても本当は残したいといふのは、我々事務局にとってもそういう思いでいるんですが、いかんせん、それは難しいと。

今、森川委員の方からおっしゃられたように、やっぱり保存活用の活用をしないと、ものが残らないのではないかという思いもあって、歴史的建築物も含めて残すような部会を立ち上げたということでございますので、やっぱりそういった議論を重ねて、この審議会でも議論を重ねていただいて、なかなか私有の財産を強制力をもって動かすことを止めるというのは難しいんですが、それぐらいの財産をどうしたら残していけるんかというような部分は、これからも引き続き御議論いただきたいと思います。今、確かにこれぐらいが精いっぱいだと思いますが、そういったことはこの審議会にお諮りしながら進めていけたらなと考えております。

○三輪会長　　ありがとうございました。

この件について、委員の皆様のご意見は、文書でもって審議会としての率直な思いを簡潔に伝えるというようなことで……、うなずいてらっしゃいますが、ということでおっしゃられてますが、そういうことでよろしいでしょうか。

分かりました。

それでは、これにつきましては、先ほど西さんもおっしゃってられましたが、一度、会長と、それから事務局の方でその文章の案をつくりまして、それで皆様にお諮りしてよろしいですね。

時間的な問題はあるんですか。

○西 課長 そうですね、あまり遅きに失してはというのはございますし。

○三輪会長 いや、審議会は開かずに、文書でお届けする。

○西 課長 メール等で。

○田中委員 メールでいいです。

○西 課長 はい、分かりました。その方向で。

○三輪会長 そして御確認していただけたらというふうに思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

さらに申し上げますと、今まで御説明ありましたように、この景観アドバイザー一部会で大変御努力されて、ぎりぎりのところで協議していただきましたので。つまり壁が壊れないように、壊れないように、慎重に……、そういう形で協議してきていただいたというふうなことの率直な結果になっているということでもございます。ありがとうございます。

それでは、この件はそういうふうにさせていただきたいと思えます。ありがとうございます。

それでは、本日の議題については以上でございますが、事務局からほかに何かございませんでしょうか。

○西 課長 事務局より、2点ほどお知らせをしたいと考えております。

まず、1点目。本日配布をさせていただきました資料の1つでございます、「第3回神戸市都市デザイン賞」の件でございます。

これにつきましては、選考が無事に終わりました表彰式の日程が決まりましたので、お知らせをさせていただいております。本審議会からも選考に御尽力いただいた委員の方たくさんいらっしゃいまして、改めてお礼を申し上げたいと思えます。

お手元の資料をご覧くださいますと、概要等がそこに書いてございます。

記者発表資料等で提供したものでございまして、一番下のところに、表彰式の日時は、12月10日10時から13時15分ということで、場所は、新神戸の神戸芸術センター、プロコフィエフホールというところでございます。あわせて、今回、建築文化賞を受賞しております竹中大工道具館の見学会を予定しております、これは無料で参加していただけますので、現在、参加者の募集中ということでございます。

資料1枚めくっていただきまして、2枚目の表側を見ていただきますと、小さい字で恐縮ですが、一覧表を書いてございまして、都市デザイン賞につきましては、一番上のまちのデザイン部門、地球にやさしいCASBEE建築部門、そして、一番下に、まちの魅力発信部門と、3つを設けて選考していただきました。

今回につきましては、一番下のまちの魅力発信部門ということで、写真コンクール……、フォトコンテスト、これデジタルフォトコンテストと銘打って、神戸のすぐれた景観を伝えていただけるような写真を募集いたしましたところ、大変たくさんの応募をいただきまして、これを今回は「眺望景観50選」等の写真にも使わせていただこうというふうに考えてございます。

詳細につきましては、時間もございませんので、またお帰りになって御確認いただければというふうに考えてございます。

もう1点。2点目は、「神戸三宮「えき・まち空間」基本計画作成業務 委託事業者の募集」ということで、「(公募型プロポーザル)」という資料、これも実は記者発表資料に使用したものでございます。先週の月曜日に記者発表させていただいております。

内容は、「背景・目的」のところ、中段ぐらいにございますが、「『再整備基本構想』に示す「えき・まち空間」の形成に資するため、「三宮クロススクエア」をはじめとする公共施設の計画や、民間施設に期待される機能や設えなどについて、官民共通の具体的な目標像及びその実現に必要な取り組みを示す基本計画を作成する」となっておりまして、一言でいいますと、昨年、策定いたしましたこの『再整備基本構想』の具体的な基本計画を立てていただく方をプロポーザル方式で選ぶということでございます。通常ですと、指名競争入札等でコンサルタントにお願いをすることでございますが、全国的な事例等を見ましたところ、やはりこれほど大きな計画については公募型で専門家を募るということでございます。すぐれた専門家がチームで応募していただけることを期待してございます。

裏側にスケジュールを書いてございまして、10月25日から11月14日までを実施要領の配布。参加表明書の提出期限が11月14日。書類選考の結果通知が12月6日。企画提案会というのを公開で行う予定でございますが、これが12月12日ということで、予定どおりにいきましたら、12月の中旬には神戸市と一緒にこの三宮の基本計画を考えていただける専門家の方が決まるということになる予定でございます。

当基本計画につきましては、当然、景観だけではなくて、交通計画等、さまざまな視点からの要素が盛り込まれる予定でございます。時期がまいりましたら、景観に関する事柄については、多分、当審議会の御意見を伺う機会が来ようと思っておりますので、その節はまたよろしく願いいたします。

事務局からの報告については以上でございます。

○三輪会長 どうもありがとうございました。

今、2点御説明いただきました。都市デザイン賞の表彰式の件と、それから都心のプロポーザルの件でございます。

何か御質問ございますでしょうか。

よろしければ、これで終了とさせていただきたいと思えます。

事務局に進行をお返しいたします。

閉 会

○三島部長 どうも、委員の皆様方、長時間にわたりまして御熱心な議論、ありがとうございます。

次回を来年2月ごろの開催を予定しております。またよろしく願いいたします。

それでは、これもちまして、第84回神戸市都市景観審議会を終了させていただきます。ありがとうございました。

○三輪会長 どうもありがとうございました。

午後5時5分 終了